議案第44号

水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則(昭和55年水戸市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「副校長」の次に「, 主幹教諭, 指導教諭」を加える。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年12月23日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部学校管理課

教育部字校管埋課
改正 (案)
(職員) 第13条 (略) 2 前項に規定するもののほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。 3 (略) 付 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。